

埼玉県訓令第3号

訓令

本庁  
地域機関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中	分任出納員印	方 18	何任員 出	分納印	出	納 事 務
-----	--------	------	----------	-----	---	-------

用	分 任 出 納 員	を				
		分任出納員印	方 18	何任員 出	分納印	
		埼玉県福祉部課印	同	埼玉県福祉部課印	出	業 企

納 事 務 用	分 任 出 納 員
出 納 事 務 用	福祉企業

に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。